

## 鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成14年3月12日制定。以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、要綱の施行に必要な事項を定めるものとする。

(設置等事前協議書の提出)

第2条 設置等事前協議書は、環境局資源循環部廃棄物指導課（以下「廃棄物指導課」という。）へ提出するものとする。

(回付)

第3条 廃棄物指導課は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る関係課等協議書（様式第1号。以下「関係課等協議書」という。）に設置等事前協議書の写しを添えて、当該産業廃棄物処理施設等の設置等に関係を有する部署（以下「関係各課」という。）に送付するものとし、関係各課は、関係課等協議書に意見を記載し廃棄物指導課へ返送するものとする。

(設置等予定者への送付)

第4条 廃棄物指導課は、関係各課から提出された関係課等協議書を設置等予定者へ送付するものとする。

(協議)

第5条 設置等予定者は、前条の規定により送付を受けた関係課等協議書に基づき関係各課と協議を行い、協議が調ったときは、当該関係課等協議書にその旨を記載し、氏名等を記入押印のうえ、関係各課に2部提出するものとする。

(合意の通知)

第6条 関係各課は、前条の規定により設置等予定者から提出された関係課等協議書の内容が適切であると認めるときは、必要事項を記入押印のうえ、当該関係課等協議書のうち1部を自ら保管し、他の1部及びその写しを廃棄物指導課へ送付し、廃棄物指導課は、当該写しを自ら保管し、当該関係課等協議書を設置等予定者へ送付するものとする。

(設置等説明会の開催要請)

第7条 廃棄物指導課は、要綱第14条の規定により設置等説明会の開催が必要であると認めるときは、当該設置等説明会を開催するよう産業廃棄物処理施設等設置等説明会開催要請通知書（様式第2号）により設置等予定者に通知するものとする。

(設置等説明会開催要領の通知)

第8条 設置等予定者は、前条の規定による通知を受けたときは、設置等説明会の開催日時及び場所を決定し、その内容を関係者に通知するとともに、廃棄物指導課へ通知するものとする。

(設置等説明会開催結果の報告)

第9条 産業廃棄物処理施設等設置等説明会開催報告書は、廃棄物指導課へ提出するものとする。

付 則（平成11年3月12日制定）

この要領は、平成11年3月12日から施行する。

付 則（平成12年3月30日改正）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月14日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月5日改正）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月24日改正）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。